SPACE is VALUE
価値ある空間へ

平成26年6月

駐車場設置者　各位
駐車場管理者　各位
駐車場利用者　各位

機械式立体駐車場の 安全確保と安全利用について

平成26年3月28日、機械式立体駐車場での事故防止を目的に、消費者庁、国土交通省、立体駐車場工業会より「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」が発行され、「設置者・管理者・利用者の取組み」についての内容を周知するとともに、安全確保のための具体策の展開、ならびに利用者の適正利用等の確認、指導についての要請が出ておりますので、ご案内申し上げます。

関係各位におかれましては、下記の事項をご一読いただき、機械式立体駐車場の安全確保と安全利用について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 別添『機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン』をご確認していただき、内容について周知してください。

2. 機械式立体駐車場の管理者の皆様は、消費者庁、国土交通省、公益社団法人立体駐車場工業会の三者で作成したチラシ（別添『機械式立体駐車場での事故に御注意ください！』）をご利用者様へ配布し、事故の再発防止をお願いいたします。

3. 機械式立体駐車場の安全対策として、センサー追加設置のお願い。

（1）昇降・ピット式　・・ 前面（乗り込み面）へ侵入検知センサーを追加設置する。
（2）エレベータ方式 ・・ 駐車場内の安全性向上のため、人感センサーを追加設置する。

上記、（1）（2）いずれも機種により工事費が異なりますので、ご希望によりお見積りいたします。
なお、本安全対策はあくまで利用者の補助となるものです。100％確実というものではありませんので、必ず駐車場内の無人確認をお願いします。

※本件に関するお問合せは、最寄りの弊社メンテナンスセンターまでお願いいたします。

～以上～

<お問合せ先>　日成ビルド工業株式会社

札幌メンテナンスセンター	☎011-384-7705	仙台メンテナンスセンター	☎022-388-6525
東京メンテナンスセンター	☎03-5418-5902	名古屋メンテナンスセンター	☎052-533-4830
中部メンテナンスセンター	☎076-266-7500	大阪メンテナンスセンター	☎06-6444-6094
広島メンテナンスセンター	☎082-263-9502	福岡メンテナンスセンター	☎092-483-2333

機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン

平成26年3月 国土交通省『機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン』より抜粋

管理者において取り組むべき安全対策

- 利用者に対して、正しい操作方法、注意事項の遵守などの書面での説明等を徹底すること。また、これらに関する説明等を受けた者に対して利用を許可すること。
- 不特定多数の人が利用する駐車施設においては、専任の取扱者が操作をすること。
- 「無人確認」等の注意事項は、常に利用者が見やすい位置に表示すること。
- 装置の安全確保のための維持保全を行うこと。装置が正常で安全な状態を維持できるよう、機種、使用頻度等に応じて、1～3ヶ月以内に1度を目安として、専門技術者による点検を受けること。
- 装置の安全性を阻害する改造等は決して行わないこと。
- 事故等に備えて対処方法を定めておくこと。また、事故等があった場合には、警察、消防のほか、製造者、メンテナンス業者、設置の届出を行った都道府県知事等にすみやかに連絡し、記録を残すこと。
- 上記事項を確実に実施するため、管理責任者を選任するとともに、装置の視認しやすい場所に、管理責任者を明示すること。また、具体的な実施方法等について文書に定め、利用者等が閲覧できるようにすること。
- 上記事項に係る業務をメンテナンス業者へ委託する場合には、当該業務の実施主体（責任者）、具体的な実施方法等について契約等において別途定め、明らかにすること。

取扱者において取り組むべき安全対策

- ひとたび事故が生じた場合には重大事故等に繋がることを再認識した上で、利用を行うこと。
- 他人の鍵等を使用して操作を行わないこと。
- ボタン押し補助器具等の不適切な器具を決して使用しないこと。
- センサー等の設備に委ねることなく、装置内に人がいないことの確認を自ら徹底して行うこと。
- 運転者以外は乗降室の外で乗降すること。やむを得ず幼児等を同乗させたまま入庫する場合には、乗降室から同乗者が退出したことを必ず自ら確認の上、装置を操作すること。
- 乗降室内に長時間留まらないこと。また、荷物の積み下ろしは乗降室の外で行うこと。
- 保護責任者は、子供が装置に悪戯に近づかないように細心の注意を払うこと。
- 取扱説明等を受けていない者に対して、操作を委ねないこと。
- 酒気を帯びた者は、装置を取り扱わないこと。

機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン

平成26年3月 国土交通省『機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン』より抜粋

設置者において取り組むべき安全対策

- 「製造者の取り組み」として要求されている構造・設備・機能を有する装置を設置すること。
- 装置の選定にあたっては、製造者の助言等を参考に、設置場所、気象条件、使用条件、利用者の特性等を考慮した上で最適な種類のものを選定すること。
- 装置のピット内への人の転落や、装置内への不用意な侵入の防止等のため、装置の出入口及び周囲には、適切な柵等を設けること。
- 柵等は、装置の稼動部に、隙間から手や足等が届かない構造とすること。
- 入出庫時に、乗降室内への不要な人の立ち入りを防止するため、乗降室の外部に子供の待機場所、荷物の積み下ろし場所等の確保を図ること。
- 夜間使用される装置や屋内・地下に設置される装置については、装置内の視認性を確保するため、照明設備を設置すること。
- 装置の設置段階でやむを得ず残留する危険性及び適正な使用方法について、当該装置を使用する者に対して十分な説明、注意喚起等を行うこと。

機械式立体駐車場での事故に御注意ください！

　機械式立体駐車場では、利用者が機械に挟まれ死亡するなどの事故が発生しています。車を載せて動かすために大きな力が働くので、ひとたび事故が生じた場合には、重大な事故になっています。
　駐車場を利用する場合には、以下に注意して安全に利用しましょう！また、改めて取扱説明書を確認したり、安全講習等を受けて、車載パレットの動き、操作盤の操作方法、緊急時の対処方法等を確認してください。

・運転者以外は中に入らないで下さい

　運転者以外は装置の外で乗降してください。やむを得ず、幼児等を同乗させたまま入庫する場合には、装置から退出したことを必ず自ら確認の上、操作してください。

・子どもが装置に近付かないように細心の注意を払いましょう

　特に機械の操作中に目を離してしまい、子どもの動きに気が付かないことがあります。また、停止しているときでも、装置の隙間に転落する事故が発生しています。子どもとは常に手をつなぎ、目を離さないようにしてください。

・他人の鍵が挿さっているときは使用中です

　操作盤に他の人の鍵が挿さっている場合は、人が装置内に残っている可能性が高いため、絶対に操作をしないで下さい。

二段方式・多段方式の注意点

・死角に人がいるかもしれません。隅々まで確認してください。

操作盤の位置からでは、車の陰になって見えない場所もあります。人が隠れていないか必ず確認してください。

・装置内へ人が立ち入らないようにしてください。

装置の前面にチェーンがある場合は、必ず掛けてください。

・操作盤の昇降ボタンを器具等で固定して使用しないでください。

昇降ボタンを器具等で固定すると、安全機能が働かないため、直ちに停止させることができず危険です。

エレベータ方式の注意点

・センサー等に頼らずに、自分の目で装置内に人がいないことを確認してください。

人感センサーは、装置内に人が残っていても感知しない場合があります。また、車内の人は感知できません。そのため、安全装置が働かないこともあります。

・装置内への閉じ込め等、不測の事態が発生した場合には、

① 迷わず、非常停止ボタンを押してください。

② 至急、操作盤に記載されている緊急連絡先へ連絡してください。

機械によっては、僅かな時間で危険な状態になることがあります。あらかじめ、操作盤及び装置内のどこに非常停止ボタンがあるかを確認してください。

機械式立体駐車場での事故にご注意ください!

最近、機械式立体駐車場で、**中に人がいることを確認しないまま駐車装置を操作したため起きたと思われる事故**や、**子どもの予期せぬ行動により起きたと思われる事故**が発生しています。事故が再び発生しないよう、機械式立体駐車場を利用する際は、機械の使用方法を守るとともに、特に次のことに注意してください。

機械式立体駐車場で自動車を入出庫する際は、**運転者以外は駐車場の外で乗降**してください。

駐車装置を操作する際には、機械式立体駐車場の中に**人がいないことを十分確認**した上で操作してください。

駐車装置の操作中は装置から離れず、また、**子どもが駐車場内に近づかない**よう注意してください。

駐車装置の**操作ボタンを器具などで固定し押し続けた状態にすることは絶対に行わない**でください。